

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 (案)

令和4年 月

日高市市民生活部産業振興課

1、概要

①背景と目的

森林は、木材生産のみならず国土の保全に役立つとともに、水源の涵養や大気の浄化、生活環境の保全など様々な役割を果たしています。

近年、都市化の進展に伴い、市民と協働による森林を保全しようとする動きや森林空間を自然体験の場、教育の場、散策やレクリエーション活動の場として利用するなど、森林に対する市民の要請はこれまで以上に多様化してきています。

国では、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設し、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てることとしています。

この森林環境譲与税については、用途の明確化を求めており、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の規定により、市町村においては、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされています。

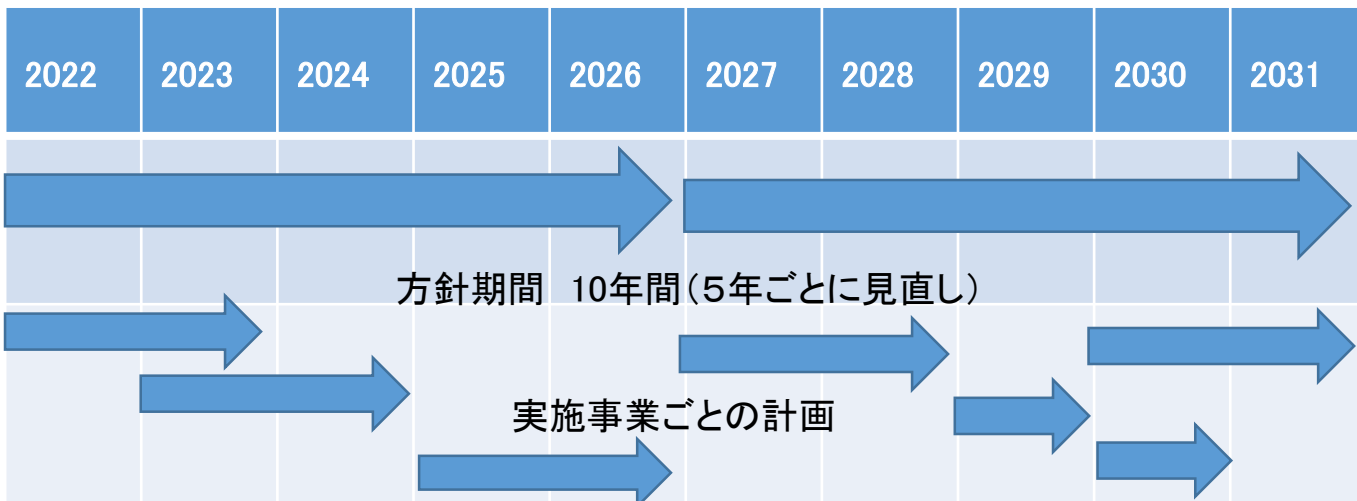
よって、用途を明確にするためにも基本方針を定め、適切に運用していくことが必要となります。

②方針の期間

方針期間は令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間とし、森林の現況等により変動が生じることを鑑み、5年ごとに見直しを行います。

3、施策の展開の実施にあたっては、実施する事業ごとに実施計画書を策定します。

この実施計画書では、事業の詳細、実施期間、概算費用、目標値等を定め、用途の公表に向けて明確にしておくとともに、PDCAサイクルの導入による評価を行うこととします。



2、分析

①現状分析

本市は、埼玉県南西部地域にあり、地勢は秩父山地の外縁部にあたり、市西部の山地と高麗丘陵、東部の台地に大別され、高麗川が山地と高麗丘陵、台地の間を西から東に流れている。総面積は47.48km²で市域の約70%が平野で占められています。

本市の森林面積は総面積の約24%にあたる1,128haで、うち民有林面積は1,128haとなっており、その内、森林法に基づく森林整備計画対象面積は1,125haとなっています。

今後、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに計画的な伐採と作業路網の整備を推進することが必要ですが、意欲と能力のある林業経営体が市内に存在しないことが課題に挙げられます。

②今後の状況

平成30年度に策定された日高市森林整備計画との整合性を図り、施策の展開を決定し、森林環境譲与税の用途を決定する必要があります。

将来的には、森林経営管理法に基づく経営管理権集積計画の策定を視野に入れた施策の展開を検討していくことになると考えられます。

また、課題に対しても、解決に向けた対策を検討していきます。

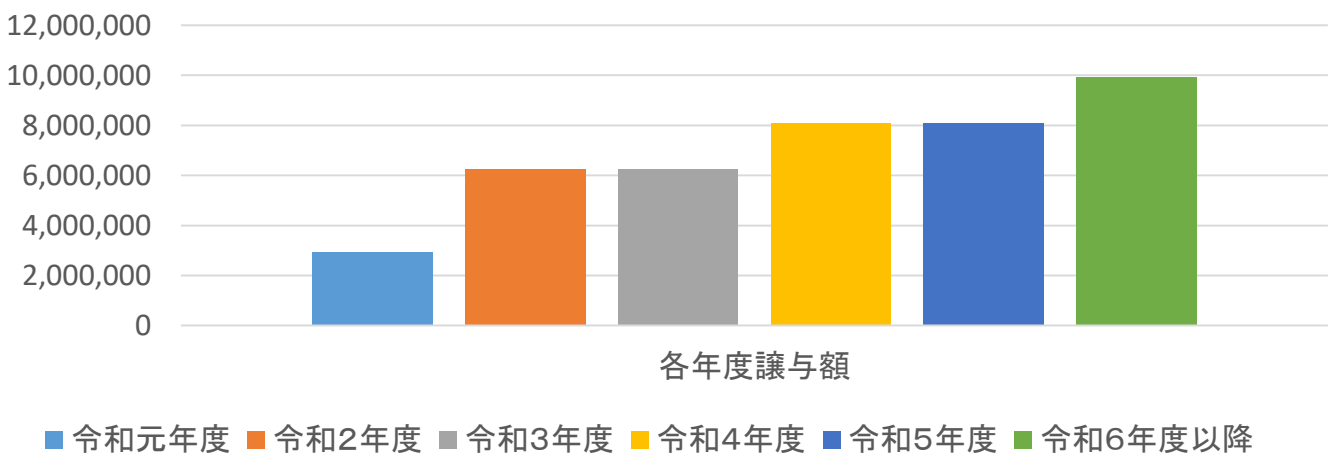
③財政見込み

森林環境譲与税は、森林面積、林業就業者数及び人口による割合によって譲与額が決定されます。

令和5年度までは、段階的に譲与額の引き上げを行い、令和6年度から森林環境税の導入に伴い、割合によって譲与されることとなります。

以下のグラフは、本市の譲与額を示したものです。

なお、当該年度の実施計画書において支出できなかった森林環境譲与税は、森林環境譲与税基金に積み立てることとします。



3、施策の展開

基本施策1 遠足の聖地との連携

平成29年4月に、本市が持つ豊かな自然と歴史ある文化を、次の世代に継承し「住み続けたい、来てよかった、住んでみたいと思っただけのまち」を目指し、「遠足の聖地」を宣言しました。現在、第2期遠足の聖地プロジェクト推進計画を推進しており、ハイキング道等の整備も掲げられております。

そこで、森林整備においても、遠足の聖地に関する環境整備と連携することで、相乗効果を図ります。

重点1 ハイキング道等の整備

日和田山、物見山及び高指山等のハイキング道沿いの間伐整備を行い、安全安心の確保、景観の向上を目指します。

また、ハイキング道沿いの環境整備を行い、休憩広場等の憩いの空間を整備します。

重点2 道標や案内板の設置

ハイキング道沿いの間伐整備や環境整備によって発生した木材を活用して、道標や案内板を設置します。

将来的には、啓発イベントの一環として、木工体験活動により道標等の作成を行います。

基本施策2 ゼロカーボンシティの推進

令和3年2月に、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市を構成市とする埼玉県西部地域まちづくり協議会において、将来にわたって、健康で安心して暮らすことができる環境を次世代へ引き継いでいくため、5市の特徴を生かしながら、市域を超え、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指すことを宣言しました。

そこで、市域の24%を占める森林整備は、ゼロカーボンシティの推進に向けて重要であることから、取り組みの強化を図ります。

重点1 森林の整備

作業道や作業場の作設、維持管理及び環境整備を実施することで、森林の整備の基盤を整えます。

間伐や除伐した際の実施費用に対して、補助金を交付することで、森林整備の必要性を促します。

また、公有地である森林については、広葉樹等に樹種の転換を進めます。

森林の整備の推進により、適度な樹木密度を保ち、二酸化炭素の吸収率を高めます。

重点2 木材の利用促進

間伐木材及び県内産木材を利用し、公共施設の木造化や内装木質化を進めます。

また、公共施設等における机及び椅子等の備品についても、間伐木材等を利用し製作されたものを導入します。

木材の利用促進により、炭素貯蔵効果、省エネルギー効果及び化石燃料代替効果が図られ、二酸化炭素の排出削減に寄与します。

重点3 商品の開発

間伐木材等の二次的利用として、名刺ケース及び木質ペレット等といった商品開発の支援を行います。

将来的には、乳幼児向けの木製品の開発を行い、記念品として配布を行います。

商品の開発の推進により、木製品の付加価値を高め、木材需要を促進し、二酸化炭素の排出削減の安定を図ります。

基本施策3 森林の保全

森林を保全することは、洪水や土砂の流出及び崩壊を防ぐと共に、大気の浄化、生活環境の保全など極めて重要な役割を果たすこととなります。

よって、様々な観点から保全を行う必要があり、森林事業に対する企画立案から病害虫対策など幅広い対応が求められています。

また、森林の持つ役割の理解促進を促し、市民との協働や他自治体との連携による保全の推進を図ります。

重点1 林地台帳システムの運用

森林法に基づく地域森林計画の対象森林に関する台帳等について、林地台帳システムにて管理を行うことで、森林事業に対する企画立案や保全に関する計画の策定における基礎資料となることから、適切な運用に努めます。

重点2 森林病害虫等への対策

松くい虫やカシノナガキクイムシ等による森林病害虫の被害を受けた樹木の伐倒駆除を行い、拡大を最小限に抑えます。

また、森林病害虫が発生した周辺樹木の防除対策も併せて実施することで、保全に努めます。

重点3 啓発イベントの開催

森林の整備及び保全に対する必要性を、木育活動や植樹等の森林整備体験を通じて、理解の促進に努めます。

重点4 他自治体との連携

一定の森林区域を定め、森林の維持管理について他自治体との連携を推進し、森林の保全に努めます。

基本施策4 人材の育成

2020年農林業センサスの結果によると、市内で林業作業の受託を行った経営体数は0件となっているため、林業を持続可能な循環型産業、地域活力を生み出す森林活用型産業へと発展させることが必要です。

そこで、安定的に経営を継続できる意欲と能力を備えた林業事業体の育成及びこれを支える林業就業者を確保・育成するために、林業労働にかかる各種対策を効率的かつ効果的に実施します。

重点1 林業事業体への支援

地域に密着した事業体による森林整備が重要であることから、新たな組織の設立に関する支援を行います。

また、技術者等を雇用するための経費や、安全装置及び林業機械等先端技術の導入に関する補助金の交付を行います。

将来的には、高い生産性や収益性の実現に向けた作業体制の確立を目指します。

重点2 担い手の確保

資格を取得するための環境整備、作業の安全性向上及び若い世代の林業従事者の育成と定着率の向上等に関する支援を行い、担い手の増加を図ります。

森林や林業に関する知識及び技術の習得するための研修等を実施し、普及指導等が可能な市職員の育成を図ります。

また、木育に関する養成講座等への受講も促し、地域で活躍できる人材を育成します。